

すみだ

2005.10.24

NO. 141

発行：墨田区議会事務局

130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号 ☎5608-1111代表

http://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/

区議会だより

墨田区木造住宅耐震改修 促進助成条例を議決



スポーツの秋全開！ 一荒川四ツ木橋緑地少年サッカー場

第3回 定例会

墨田区議会は、平成17年第3回定例会を9月13日から9月30日までの18日間にわたって開きました。今定例会では、5人(代表質問3人・一般質問2人)の議員が本会議質問を行ったほか、区長から提出された議案20件及び議員提出の「アスベスト対策の抜本強化に関する意見書」を原案どおり可決しました。また、墨田区基本構想(案)と平成16年度各会計決算は、それぞれ特別委員会を設置して審査を付託しました。

本定例会での主な焦点

■平成17年度墨田区一般会計補正予算

今回の一般会計補正予算は、民間建築物アスベスト調査助成費、私立保育所施設整備助成費、伊豆高原荘運営費追加など、歳入歳出予算の総額に1億2795万5000円を追加するものです。これにより一般会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ865億6905万5000円となりました。

■墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に關して必要な事項を定めるものです。

■墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例

災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅に係る耐震改修

計画作成及び耐震改修工事に要する経費の一部助成について定めるものです。

■墨田区教育委員会委員任命の同意について

9月30日をもって任期満了となる墨田区教育委員会委員の後任者として、高林眞理氏(再任)の任命に同意しました。

■「アスベスト対策の抜本強化に関する意見書」を全会一致で可決

アスベスト(石綿)製品を製造していた事業所の従業員や家族、周辺住民が深刻な健康被害を受けている実態が明らかとなり、国民の間に不安が広がっています。また、労災補償されていない被害者からも救済を求める声が相次いでおり、対策を早急に講じるよう、国会及び政府に対し意見書を提出するものです。(3面参照)

議員の寄付行為の禁止について

政治家や後援団体が選挙区内の人に金品を贈ることは、公職選挙法により、いかなる名目であっても禁止されており、そうした行為は原則罰則の対象となります。

ただし、会費が設定されている会であれば、他の参加者と同等の会費を支払っても寄付行為にあたらないと考えられています。地域・区民の皆さんと適正・良好な関係を保つため、実費が伴う行事や会費が必要と

される催しの案内状には、会費を明示して議員に通知するようにしてください。

〔典型的な禁止される寄付の例〕

- ▼お中元、お歳暮、お見舞い
- ▼スポーツ大会、運動会、盆踊りなどへの差し入れ・寸志
- ▼町会・自治会主催行事への差し入れ・寸志
- ▼各種祭礼への贈答品・寸志
- ▼葬式・落成式・開店祝いの花輪
- ▼入学・卒業・就職祝い

代表質問

区政を問う!

9月13日の本会議において、自由民主党、公明党、日本共産党の3人の議員が会派を代表して、区長、教育長、選挙管理委員会委員長に対し、代表質問を行いました。

18年度教科書採択と副読本の作成・使用について問う



自由民主党 出羽 邦夫

18年度より使用される中学校教科用図書の選定が8月22日に決定したが、本年の方針は前回とどう異なるのか。

本区の教科書採択の最終決定は、教育委員会の権限と責任において採択することだが、図書選定審議会委員等に伝わったのか。

第2回定例会で「開かれた教科書採択の一層の推進に関する請願」を採択したが、適切な審議環境確保のため、どのような判断基準で審議会運営にあつたのか。

「わたしたちのすみだ」には刺激的な言葉が並び、小学3・4年生で扱うには無理があり異質に感じる。どのような目的で作成・使用されているのか。

元気高齢者づくりにどのような地域支援事業を考えているのか。多角的に有効手段を考へるべき。

地域密着型サービス等は地域特性を生かし、民間活力を活用できる制度となるよう努力して欲しい。

要支援・要介護1の人が大幅に増加し、訪問介護、通所介護などの費用が大きく伸びた。

転倒骨折予防教室や栄養指導などを予定しているが、国の検討結果をみてメニューの拡大も考える。

本区の地域特性や民間活力の視点を取り入れながら、第3期墨田区介護保険事業計画を策定する中で取り込んでいきたい。

税金のムダづかい「ゼロ」を目的とした歳出削減の取組みを



公明党 加納 進

職員の給与・手当に関する改革が進んでいない。選挙の投票率事務従事手当が大変高額であり、区民の理解が得られずと考へるのか。

一定の基準を設け、問題が発生しない仕組みをつくり、アルバイト等を採用し人件費を削減すべきと考へるのか。

「今までの行財政改革の取組みのほか、新たな視点からの取組み」とは具体的にどういうことか。

行政サービスの評価基準の具体的策定段階でも区民や政策シンクタンク、企業等を入れ、「生活者・区民の視点」と「現場に根ざした経営的視点」の上から策定すべきと考へるのか。

民間の政策シンクタンクの提案である「事業の仕分け」の取組みを歳出削減に向けた一つの手段と考へるのか。

都区財政調整算定の結果、予算と10億円近い乖離が生じたが減収分をどう補うのか。

来年2月の再調整分と市町村民税法人分の伸びが予想されるので算定割れは解消できる。

制定予定の環境基本条例は実効性が懸念されるが、目標値等をどう設定していくのか。

環境基本計画を区民の参画を得て策定し、目標・指標の設定等、実効性を担保する。

団塊世代の退職期への対応として効率化を図るべきだが組織改正や運営をどう考へるか。

民間の先進例を参考に検討中。具体的方策は早期に定めたいが、しばらく時間が欲しい。

基準を設け、事業の仕分けを行ってきた。行政評価システムによる結果等は、行政改革区民会議にも報告し意見を伺いたい。

就労支援センターは民間企業等と連携をとりチャレンジドのできる部分を見つけ伸ばしていく機関として位置付けるべき。

大事なのは意識の変革である。区として本格的にチャレンジド支援に取り組む姿勢が明確にわかるイベントの実施を要望する。

ユビキタス(いたるところで利用できる)ネットワーク技術を活用した場所情報システムの展開など、情報弱者の社会参加をハード面から支援する施策について伺う。

NPO法人や社会福祉法人等と連携を図りながら就労支援に積極的に取り組む。

区主催のふれあい講演会で知的障害者の一般就労の意義等を内容とする講演会を実施した。企業等を直接訪問し雇用を働きかけるなど、一層の理解を求めていきたい。

昨年策定した交通バリアフリー基本構想に沿ってすべての人に優しいまちづくりを進めたい。ユビキタスを活用した情報提供は国の検討結果等を見ながら検討したい。

現行の行革業務にあわせて実施すべきと考へるのか。

投票率事務職員には報償費として、国等の執行経費交付基準を参照し総合的に勘案して定めている。投票率事務への民間人活用については検討する。今後、機械化導入による効率的運営により人件費削減に努めていく。

新基本計画策定の中で、目標達成度を指標で表す行政評価システム導入を考へており、区民に説明責任を果たしていく。現在、現場感覚からのわかりやすい指標設定を検討させている。更に、難しい部分については、企業等の経営的視点も取り入れたい。指標を観測し成果が得られない場合は、目標達成のために適切な事務事業を再構築し、歳出削減につなげたい。

本区でも行政責任範囲の見直しを

本区でも行政責任範囲の見直しを

企画総務委員会のもよう

【9月28日】

墨田区社会福祉会館条例の一部を改正する条例・施設貸出システムの変更に伴い、施設管理事務を(財)墨田まちづくり公社に委託することができるとしている条文を削除するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。



墨田区社会福祉会館

地域都市委員会のもよう

【9月27日】

すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例及びすみだ健康ハウス条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例・利用料金の納付に係る前払式証券について、その共通利用を継続するため、当該前払式証券の発行主体を指定管理者から区長に変更するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。



すみだスポーツ健康センター

墨田区手数料条例の一部を改正する条例・建築基準法の一部改正に伴い手数料を新設するとともに、東京都屋外広告物条例の一部改正に伴い屋外広告物許可申請手数料に広告旗に係る許可申請手数料を加えるほか、所要の規定整備をするもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

平成17年度墨田区一般会計補正予算。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

公共施設のアスベスト対応について。区立小中学校を含む区の施設について行ったアスベスト吹付材の調査、撤去の状況及び今後の対応について報告があった。

【9月30日】

墨田区基本構想審議会条例を廃止する条例。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例。起立表決の結果、原案どおり可決すべきものと決定した。

墨田区国民保護協議会条例。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、墨田区国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。起立表決の結果、原案どおり可決すべきものと決定した。

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

墨田区立保養所の指定管理者の指定について。18年4月1日から23年3月31日まで株式会社馬淵商事を指定管理者に指定するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

墨田区立保養所の指定管理者の指定について。18年4月1日から23年3月31日まで株式会社馬淵商事を指定管理者に指定するもの。原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

魅力ある公園の整備に全力を



日本共産党 高柳 東彦

問 わが党は区民アンケートを実施し、多くの区民の協力を得た。「現在の暮らしについてどう感じていますか」との質問に対して、71%の方が「苦しくなつた」と回答し、あわせて身近で切実な要望もたくさん寄せられた。公園について目を引いたのが

「区には小さな公園はたくさんあるが、水遊びできるところが少なすぎる」という意見である。施設整備には予算と維持管理の問題もあるが、ぜひ検討して欲しい。また、公園出入口のバリアフリー化にはもっと積極的に取り組むべき。1994年に策定された公園マスタープランは、区民一人当たりの公園面積を2010年に4㎡に引き上げる目標を掲げたが、達成率は13%である。公園整備の位置付けを抜本的に定め、魅力ある公園の整備、マスタープランの達成に全力を尽くすべきだが見解は。

答 区は利用者に親しまれる公園づくりを目指して整備に努めてきたが、区民一人当たりの公園面積は3.11㎡に止まっている。今後、学校の統廃合や市街地整備、再開発事業等によって生み出されるオープンスペースの活用を図るなど、さまざまな工夫が必要である。区内に点在する小規模な公園についても、集約化や統合などにより公園機能の向上を図ることを検討する必要がある。

水遊びのできる公園の要望は、既設の公園の改修や新たな大規模公園の整備の中で意見の趣旨を生かして検討したい。公園出入口の

バリアフリー化は、スロープ設置のためのスペースが必要となるため、すべての公園をバリアフリー化することは難しいが、誰もが安全で安心して気軽に利用できる公園とするため、可能な限り計画的な整備を進めたい。

●アスベスト含有製品の使用状況を調査し対応を

問 わが党は区としてアスベストの緊急対策を行うよう申し入れ、区は区施設の再調査と撤去工事、民間建築物の調査、除去等の特別融資、検査費用の半額助成、健康相談窓口開設等いち早く対策を打ち出したことは評価される。区の施設等でアスベストが含まれる製品が使われていないか調査し、使われている場合は代替品に替える必要があるが調査と対応は。区の対策に国の財政支援を求めるとともに被害防止対策や新たな救済制度等を国に働きかけるべき。

答 アスベストの含有の有無について区が独自にすべての製品情報を収集することは困難であり、国や都、民間事業者等の情報を注視しながら、その動向により対策を講じたい。

財政支援は国や都の動向を見据えつつ特別区長会として要請していく。被害者救済は基金創設を新法に盛り込む政府方針が出ているが、国等の関係機関と連携を密にして区民の不安解消に努めていく。

問 施設利用者の食費・居住費徴収など介護保険法改悪に對して区独自の負担軽減策検討を。国の負担軽減策で低所得者への影響は軽減できると考え新たな軽減策の実施予定はない。

一般質問

9月14日の本会議では2人の議員が区長、教育長に対して一般質問を行いました。

成年後見センターの早期設置を

問 認知症などの高齢者を狙った住宅リフォームの悪質商法が横行し社会問題となっている。社会福祉協議会を中心とした成年後見センターの早期設置を求めたい。

答 成年後見制度等の利用支援は、福祉サービス権利擁護センターを中心に18年度開設予定の地域包括支援センターと連携を図る。◆その他の質問事項「自治基本条例、本区の子育て支援策について見センターの早期設置を求める。

早急な帰宅困難者対策を

問 大都市において震災時に多くの帰宅困難者の発生が予想される。基本的には都の責任だが、墨田区も帰宅困難者に対する情報提供、保護支援などの対策を実施する必要があると考えるが。

答 本所・向島両消防署と防災力向上検討会を設置し具体的な対策を検討中。また、区内事業者に対し、帰宅困難者10か条や備蓄食糧の準備等を呼びかけている。

特別委員会を開く

■都市開発・交通対策特別委員会 (7月11日)

17年3月28日に業平橋・押上地区が新タワー建設第一候補地に選定され、区は地元自治体として新タワーが有する都市防災機能向上及び地域活性化に対するポテンシャルを整理・評価し、基本的な方向性を見出す基礎資料の作成を目的に、学識経験者を委員とした「墨田区・新タワー誘致に係わる都市防災と地域活性化等検討・評価委員会」を組織し、専門的・客観的観点から「検討・評価報告書」をまとめました。

この報告書について説明があったほか、7月22日にすみだリバーサイドホールにおいて、台東区の浅草ワールドタワー推進協議会と墨田区の新タワー誘致推進協議会の合同で、新たな連絡会を結成するための発会式を予定している旨の報告がありました。

情報化対策特別委員会 (9月16日)

区は13年10月に「墨田区行政情報推進計画」を策定し、その中で17年度までの事業計画を立て行政情報化を進めてきましたが、本年度は計画の最終年度を迎えることから、次年度以降の事業計画を盛り込んだ計画の改定作業を行い、計画案がまとまったので報告がありました。

また、区施設の利用者の増加及び利便性向上を図るため、インターネットを利用して、区ホームページから抽選後の施設の空き状況を照会し、施設を予約できるようなシステム構築を進め、本年10月(来年の1月使用分)から、すみだ女性センターなど13施設で運用を開始する、インターネット利用による公共施設利用システムの概要について報告がありました。

区民文教委員会のもよう

(9月21日)

議案 墨田区体育館等の管理運営に関する条例の一部を改正する条例・屋内プール体育館の使用料の納付に係る前払式証券について指定管理者に管理を行わせる他の施設との共通利用を可能にするため、当該前払式証券の発行主体を教育委員会から区長に変更する等のもの―原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

議案 両国屋内プール条例の一部を改正する条例、スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例・施設の管理を指定管理者に行わせる場合の指定管理者の指定の手續き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めるもの―原案どおり可決すべきものと異議なく決定した。

福祉保健委員会のもよう

(9月22日)

議案 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例・介護保険法の一部改正に伴い、介護保険給付から食事の提供に要する費用及び居住又は滞在に要する費用を除外するとともに、低所得者への補足給付として、新たに特例特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者支援サービス費を加える等のもの―起立表決の結果、原案どおり可決すべきものと決定した。

議案 すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例、墨田区特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例、墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例・介護保険法の一部改正され、食事の提供に要する費用及び居住又は滞在に要する費用が自己負担とされたことに伴い、利用料等に係る規定を改めるもの―起立表決の結果、原案どおり可決すべきものと決定した。



スポーツプラザ梅若

報告 住民基本台帳の閲覧制限の実施状況及び今後の対策について―17年4月から実施した住民基本台帳の閲覧制限対策及び新たな制限対策の実施について報告があった。

報告 平成18年度使用中学校教科用図書採択について―区立中学校で18年〜21年度まで使用される教科用図書を採択したので、採択までの経過及び採択結果について報告があった。



すみだ福祉保健センター

議案 平成17年度墨田区介護保険特別会計補正予算・介護保険法の一部改正に伴う介護等給付費の減額等により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5200万円を減額するもの―起立表決の結果、原案どおり可決すべきものと決定した。

アスベスト対策の抜本強化に関する意見書 (要旨)

アスベスト(石綿)製品を製造していた事業所の従業員や家族、周辺住民が深刻な健康被害を受けている実態が明らかとなるにつれ、国民の間に不安が広がり、正確な情報を求める声が強くなっています。また、アスベストが原因とされる、がんの一種である中皮腫等の健康被害を受けながら労災補償されていない従業員や家族、周辺住民の被害者からも救済を求める声が相次いでいます。よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、アスベスト問題に対処するため、下記の対策を早急に講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 総理大臣を本部長とするアスベスト対策本部を設置し、政府を挙げてアスベスト対策を推進すること。
- 2 地方自治体を実施するアスベスト対策に対して、財政支援を行うこと。
- 3 アスベストの製造・新規使用の早期全面禁止、在庫の回収、安全除去などの被害防止対策を講ずること。
- 4 産業保健推進センターや保健所、労災病院等に、健康被害の相談窓口を設置するとともに、治験薬の早期承認など診断・治療体制の整備及び研究を進めること。
- 5 アスベスト取扱い事業所において作業に従事した従業員の健康被害の可能性等について、情報提供を行うよう事業者に徹底するとともに、家族、周辺住民等も対象とした健康診断を原因企業と国の負担で緊急に実施すること。その際には、地方自治体が十分な健診体制を確立できるように支援を行うこと。
- 6 現行制度下で救済の対象とならない事例の労災認定のあり方について抜本的に見直すとともに、現行制度では救済されない人たちの救済を主眼とした新法を早急に制定すること。

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣
厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 あて

基本構想審査特別委員会を設置

墨田区基本構想審議会からの答申をもとに、新たな「墨田区基本構想」案が9月30日の本会議最終日に、区長から提出されました。

この基本構想は、めざすべき区の将来の姿と協治(ガバナンス)の道筋を示すもので、計画的な区



墨田区基本構想 (昭和55年策定)

政運営を進めるに当たり、区民と区が協働していくための指針となるものです。区議会では、16人の委員からなる「基本構想」案を審査するための特別委員会を設置し、その審査が付託されました。

【基本構想審査特別委員会委員】

- ◎田中 邦友 木内 清
- ◎加納 進 小池 武二
- 田中 哲 高柳 東彦
- 桜井 浩之 片倉 洋
- 大越 勝広 松野 弘子
- 江木 義昭 西原 文隆
- 金澤 修 瀧澤 良仁
- 出羽 邦夫 蘭田 隆明

決算特別委員会を設置

9月30日の本会議最終日に、区長から平成16年度墨田区一般会計、同国民健康保険特別会計、同老人保健医療特別会計、同介護保険特別会計の各歳入歳出決算報告書が、監査委員の意見書を付して提出さ



昨年の決算特別委員会のような様子

れました。区議会では決算報告を受け、決算特別委員会を設置し、10月19日から10月31日の間で審査しています。決算審査のようは、次号でお知らせします。

【決算特別委員会委員】

- ◎坂岸 栄治 坂下 進 修
- ◎中嶋 常夫 中沢 弘子
- 木村たけつか 松野 弘子
- 樋口 敏郎 中村 光雄
- 大越 勝広 瀧澤 良仁
- 千野美智子 梶 勲
- 阿部喜見子 西 恭三郎
- 出羽 邦夫 鈴木 順子

みなさんの声

陳情の審査

16年第三回定例会で企画総務委員会に審査が付託され、継続審査

となっていた「郵政事業民営化に関する陳情」は、17年9月27日付で、陳情者本人から陳情取下願が提出され、委員会で報告後、本会議最終日に取下願が承認されました。

管外行政調査を行いました

高年齢福祉施策について

介護予防事業

シルバーふれあいセンター

企画総務委員会

【10月4日～6日】

《山口県下関市》

情報化推進施策について

電子入札制度

みらいカード(ICカード)等

《佐賀県唐津市》

市の再生推進策について

元気再生委員会等

《広島県廿日市市》

安全安心なまちづくりについて

コミュニティ推進事業等

《山口県萩市》

保健・医療・福祉の連携について

健康維新の里(福祉複合施設、市民病院)

《山口県宇部市》

学校教育施策について

小中一貫教育特区

学習推進支援プロジェクト

《滋賀県近江八幡市》

窓口サービスの向上について

市民窓口センター

会議日程——(会期18日間)

第3回定例会中に開かれた主な会議は次のとおりです。

9月13日	本会議	・会期の決定 ・代表質問
14日	本会議	・一般質問 ・区長提出議案の説明 ・区長専決処分の報告及び承認 ・委員会付託
16日	情報化対策特別委員会	・付託事項の調査
21日	区民文教委員会	・付託議案の審査等
22日	福祉保健委員会	・付託議案の審査等
27日	地域都市委員会	・付託議案の審査等
28日	企画総務委員会	・付託議案の審査等
30日	議会運営委員会 区議会広報委員会 本会議 企画総務委員会	・本会議の議事運営 ・第141号の発行について ・議案の議決 ・区長提出議案の説明 ・委員会付託 ・付託議案の審査

定例会で決まった議案

今回の定例会で決定した議案は以下のとおりです。

- ◎区長提出議案
 - 〈予算〉
 - 平成17年度墨田区一般会計補正予算
 - 平成17年度墨田区介護保険特別会計補正予算
 - 〈条例〉
 - 墨田区社会福祉会館条例等の一部を改正する条例
 - 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
 - すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例及びすみだ健康ハウス条例の一部を改正する条例
 - 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
 - 墨田区国民保護協議会条例
 - 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例
 - 墨田区体育館等の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
 - 両国屋内プール条例の一部を改正する条例
 - スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例
 - すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例
 - 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
 - 墨田区特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
 - 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
 - 墨田区基本構想審議会条例を廃止する条例
 - 《人事》
 - 墨田区教育委員会委員任命の同意について
 - 《その他》
 - 地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成17年度墨田区一般会計補正予算の報告及び承認について
 - 墨田区立保養所の指定管理者の指定について
- ◎議員提出議案
 - アスベスト対策の抜本強化に関する意見書

請願・陳情の受付

請願・陳情とは

請願は、みなさんの意志を政治に反映させるための憲法にある国民の権利であり、議員の紹介が必要で、陳情には、議員の紹介が必要ありませんが、本区議会では、内容が請願に適合するものについては、原則として請願と同様に取り扱っています。

請願・陳情の取扱い

請願・陳情は、所管の常任委員会又は議会運営委員会に審査が付託されます。採択した請願・陳情は、区長等への執行機関への送付、国会や関係行政庁などに意見書を提出する。

区議会だより1面を飾る
素敵な写真を募集しています

区議会だよりを皆さんに一層親しんでいただくものにするため、区内在住、在勤の方から常時、魅力ある写真を募集しています。

【応募要領】

◎規格：紙焼きの場合は、最低2L以上のサイズ。また、デジタルカメラ(500万画素数以上)で撮影したデジタルメディアも可能です。なお、編集上トリミング(加工)することがあります。

◎内容：区内の風景、人物等の素敵な写真、ほほえましい写真。なお、明らかに人物が特定できる場合はご本人の了解を得てください。

◎記載内容：撮影者の住所、氏名、電話番号、撮影月日、作品名及びその説明を記したメモを添付し、紙焼きした写真を郵送する場合は、写真が折れ曲がらないようにしてください。また、デジタルデータについては、メールでの応募も可能です。

◎郵送先：〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区議会事務局あて

◎メールアドレス：KUGIKAI@city.sumida.lg.jp

※採用分には、謝礼として5000円分の図書券を贈ります。

編集後記
現在、決算特別委員会が開かれ、活発な議論が展開されています。また、基本構想審査特別委員会の開会も予定されていますので、ぜひ傍聴にいらしてみたいかがですか。

区議会事務局調査担当
5608-6352

次の定例会は11月に開かれます。